

令和 7 年12月八戸市議会定例会

報 告 事 件

12月市議会定例会に報告すべき事件

報告第28号	専決処分の報告について ----- (八戸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定の専決処分)	3
報告第29号	専決処分の報告について ----- (八戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定の専決処分)	7
報告第30号	専決処分の報告について ----- (八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定の専決処分)	11
報告第31号	専決処分の報告について ----- (八戸北インター第2工業団地調整池工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分)	15
報告第32号	専決処分の報告について ----- (自動車事故の人身に係る損害賠償の額を定めることの専決処分)	17
報告第33号	専決処分の報告について ----- (自動車事故に係る損害賠償の額を定めることの専決処分)	19
報告第34号	専決処分の報告について ----- (物件破損事故に係る損害賠償の額を定めることの専決処分)	21

報告第28号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和7年12月2日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整理をすることを専決処分したから報告するものである。

処分第20号

八戸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定の専決処分について

八戸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定することを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年11月4日

八戸市長 熊 谷 雄 一

八戸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

八戸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年八
戸市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第18条第6号ただし書中「第2条第17項」を「第2条第18項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年11月20日から施行する。

報告第29号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和7年12月2日

八戸市長 熊谷 雄一

理 由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整理をすることを専決処分したから報告するものである。

処分第21号

八戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例の制定の専決処分について

八戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定することを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年11月10日

八戸市長 熊 谷 雄 一

八戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例

八戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年八戸市条例
第31号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第30号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和7年12月2日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整理をすることを専決処分したから報告するものである。

処分第15号

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例の制定の専決処分について

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定することを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年9月24日

八戸市長 熊 谷 雄 一

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

報告第31号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和7年12月2日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

先に請負契約を締結した八戸北インター第2工業団地調整池工事について、設計変更により契約額を変更することを専決処分したから報告するものである。

処分第19号

八戸北インター第2工業団地調整池工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について

八戸北インター第2工業団地調整池工事の請負について、次のように一部変更契約を締結することを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年10月28日

八戸市長 熊 谷 雄 一

契約額「833,074,000円」を「866,404,000円」に変更する。

報告第32号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和7年12月2日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和6年12月23日に八戸市大字河原木字前谷地の市道において発生した自動車事故について、人身に係る損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第17号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

自動車事故の人身に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年10月14日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 金額 1,100,000円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

報告第33号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和7年12月2日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和7年9月17日に市立図書館駐車場において発生した自動車事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第18号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

自動車事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年10月22日

八戸市長 熊谷雄一

- 1 金額 289,696円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

報告第34号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和7年12月2日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和7年6月5日に八戸市西白山台三丁目の市道において発生した物件破損事故について、
損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第16号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

公用車による通気管の破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年10月7日

八戸市長 熊谷雄一

- 1 金額 253,000円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。